第二・十三条　暫定的な二国間セーフガード措置

1　遅延すれば回復し難い損害を与えるような危機的な事態が存在する場合には、一方の締約国は、他方の締約国の原産品の輸入の増加が自国の国内産業に重大な損害を与えていること又は与えるおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、第二・八条2(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

2　一方の締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面による通報を行う。当該暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

3　暫定的な二国間セーフガード措置の適用期間は、二百日を超えてはならない。当該適用期間中、第二・十条に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の適用期間は、第二・九条1に規定する適用期間に算入される。

4　第二・九条3から5までの規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税は、その後行われる第二・十条1に規定する調査により原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているとの決定又は与えるおそれがあるとの決定が行われない場合には、払い戻される。

第二・十四条　世界貿易機関設立協定に基づくセーフガード措置との関係

1　この節のいかなる規定も、一方の締約国が、次のいずれかの規定に従い他方の締約国の原産品に対してセーフガード措置をとることを妨げるものではない。

(a)　千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定の規定

(b)　農業協定第五条の規定

2　千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従って一方の締約国が他方の締約国の原産品の輸入に対してセーフガード措置をとる場合には、当該輸入に対してこの節の規定に基づく二国間セーフガード措置を同時にとってはならない。

3　一方の締約国が、他方の締約国の原産品の輸入に対し、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従ってセーフガード措置をとるに先立ちこの節の規定に基づく二国間セーフガード措置をとっている場合には、当該セーフガード措置の適用期間は、当該二国間セーフガード措置の適用期間に算入される。一方の締約国は、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従ってとられたセーフガード措置の終了後は、当該輸入に対し、当該二国間セーフガード措置の残存期間を上限として当該二国間セーフガード措置の適用を再開することができる。

第二・十五条　両締約国間の連絡

第二・十一条1及び第二・十三条2に規定する書面による通報その他のこの節の規定に基づく両締約国間の連絡については、英語により行う。

第二・十六条　見直し

両締約国は、この協定の効力発生の日から十年を経過した後、必要に応じ、この節の規定について見直しを行う。

第三節　他の規定

第二・十七条　ダンピング防止措置及び相殺措置

この章のいかなる規定も、締約国が千九百九十四年のガット第六条、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定の規定に基づいて措置をとることを妨げるものと解してはならない。

第二・十八条　国際収支の擁護のための措置

1　この章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に規定する条件に従うものとする。

2　この章のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない。

第二・十九条　物品の貿易に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに物品の貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　この章の規定に関連する他の問題であって両締約国が合意するものについて検討すること。

(c)　次条に規定する物品の貿易のための運用上の手続規則に関し、見直しを行い、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(d)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第二・二十条　物品の貿易のための運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日に、物品の貿易のための運用上の手続規則を採択する。両締約国の関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、この章の規定に基づく任務を遂行する。

第二・二十一条　輸出についての協力

両締約国は、第十五章の規定に従い、輸出締約国から輸入締約国に輸出される中古の四輪自動車の分野において相互に協力する。

第三章　原産地規則

第三・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「権限のある政府当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給又はその発給を行う団体の指定について責任を負う当局をいう。

(b)　「輸出者」とは、輸出締約国に所在する者であって、当該輸出締約国から産品を輸出するものをいう。

(c)　「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ、次の(i)から(iii)までの全ての要件を満たす工船又は船舶をいう。

(i)　当該締約国において登録されていること。

(ii)　当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii)　次のいずれかの条件を満たすこと。

(A)　両締約国の国民が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(B)　いずれかの締約国に本店及び主たる営業所を有する法人であって、第三国において登録されている工船又は船舶を所有していないものが所有していること。

(d)　「代替性のある締約国の原産品」又は「代替性のある締約国の原産材料」とは、それぞれ、商取引において相互に交換することが可能な締約国の原産品又は原産材料であって、それらの特性が本質的に同一のものをいう。

(e)　「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにそれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている会計原則又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。それらの規準は、一般に適用される概括的な指針をもって足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

(f)　「輸入者」とは、輸入締約国に産品を輸入する者をいう。